

令和3年定例会
予算決算常任委員会
戦略企画雇用経済分科会
説明資料

◎議案補充説明

- ・議案第124号 令和3年度三重県一般会計補正予算（第11号）・・・1

令和3年10月13日

雇用経済部

・議案第 124 号 令和 3 年度三重県一般会計補正予算（第 11 号）

○ 令和 3 年度三重県一般会計補正予算（第 11 号）総括表

（金額単位：千円）

区 分	補正前の額	補正額	補正後の 予算額
一般会計	65,149,139	1,852,311	67,001,450
うち雇用経済部予算	65,049,848	1,852,311	66,902,159
うち労働委員会予算	99,291	0	99,291
労働費	1,593,641	0	1,593,641
うち労働委員会予算	99,291	0	99,291
商工費	62,038,960	1,852,311	63,891,271
うち観光局関係予算	10,300,468	0	10,300,468
土木費（四日市港関係諸費）	1,516,538	0	1,516,538

○ 令和 3 年度三重県一般会計補正予算（第 11 号）項目一覧

（金額単位：千円）

項	目	細 事 業 名	補正前の額	補正額	補正後の 予算額	補正の概要
商 工 業 費	振 興 費	新 産 業 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 時 短 要 請 協 力 金	34,769,008	1,852,311	36,621,319	三重県リバウンド阻止重点期間の実施に伴う協力金の増額。

新型コロナウイルス感染症時短要請協力金

1. 趣旨

「三重県リバウンド阻止重点期間」に基づき、20時又は21時までの営業時間の短縮要請に応じていただいた県内対象地域の飲食店に対して、「三重県飲食店時短要請等協力金（第5期）」を支給します。

2. 協力金の内容

(1) 協力金の内容

- 協力金総額：17億1,500万円
- 対象期間：令和3年10月1日から令和3年10月14日まで
- 対象：対策強化区域（四日市市、鈴鹿市、亀山市、津市）の約3,500店舗
- 要請内容：飲食店における20時までの営業時間短縮、カラオケ設備の提供の停止等
「みえ安心おもてなし施設（飲食事業者版）」の認証店については、要請内容の緩和措置を受けることが可能
認証店：営業時間を21時までに短縮
認証店以外：営業時間を20時までに短縮

(2) 支給金額

【中小企業】1店舗1日あたり

令和2年又は令和元年の10月の売上高に応じて、2.5万～7.5万円

（1日あたりの売上高の3割）

【大企業】1店舗1日あたり

令和2年又は令和元年の10月からの売上高減少額の4割（上限20万円又は令和2年若しくは令和元年10月の1日あたり売上高×0.3のいずれか低い額）

※中小企業においてもこの方式を選択可

(3) 主な支給要件

- ・対策強化区域内の飲食店であり、要請内容を遵守していること
- ・要請期間中、対策強化区域内の全店舗において、時短営業等に全面的に協力したこと
- ・令和3年9月30日以前から、食品衛生法上の有効な許可を取得しており、かつ、要請期間の全てを通して有効であること
- ・令和3年8月5日時点で通常の営業終了時刻が20時を越えていること（※但し、新規開業の場合及び第1～3期の協力金支給対象店舗が第3期から継続して時短・休業している場合は除く。）

〈対象外店舗の具体例〉

- ・宅配専門店、テイクアウト専門店、イートインスペースのあるスーパーやコンビニエンスストア、キッチンカー等
※自店舗用の飲食専用スペースがない場合は、テイクアウト専門店の扱いとなる
※対象店舗であっても、支給額算定にあたってはテイクアウト分等を除く
- ・宿泊客のみに飲食を提供する宿泊施設の飲食店
- ・令和3年8月5日以前からの自主的な休業・時短や、常態的に20時以降営業していない店舗（※但し、第1期～第3期の支給対象店舗が第3期から継続して時短・休業している場合を除く。）